

令和 8 (2026) 年度科学研究費助成事業における交付条件等の主な変更点について

1. 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金研究者使用ルール（補助条件）」の主な変更点

令和 8 (2026) 年度	令和 7 (2025) 年度
<p>< 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究（A）」、「基盤研究（A）」又は「若手研究（A）（平成 2 9 (2017) 年度以前に採択された研究課題）」 ></p>	<p>< 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究（A）」、「学術変革領域研究（B）」、「基盤研究（S）」、「基盤研究（A）」又は「若手研究（A）（平成 2 9 (2017) 年度以前に採択された研究課題）」 ></p>
<p>1 総則</p> <p>(略)</p>	<p>1 総則</p> <p>(略)</p>
<p>2 直接経費の使用</p> <p>(略)</p> <p>【調整金を活用した直接経費の前倒し使用】</p> <p>2-7 研究代表者は、当該年度の補助事業について、研究実施計画変更等に伴い、年度途中で補助金の前倒し使用を希望する場合には、令和 8 (2026) 年 9 月 1 日、1 2 月 1 日までに日本学術振興会に対し申請を行い、必要な手続を行わなければならない。ただし、実質的な研究期間の短縮となる前倒し使用は行うことができない。</p> <p>【翌年度にわたる直接経費の使用】</p> <p>2-8 研究代表者は、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった要因による、相手国の事情、研究に際しての事前調査の困難、研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合に、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合には、令和 9 (2027) 年 3 月 1 日までに、様式 C-2 6 「繰越を必要とする理由書」により日本学術振興会に対し申請を行い、必要な手続を行わなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>2 直接経費の使用</p> <p>(略)</p> <p>【調整金を活用した直接経費の前倒し使用】</p> <p>2-7 研究代表者は、当該年度の補助事業について、研究実施計画変更等に伴い、年度途中で補助金の前倒し使用を希望する場合には、令和 7 (2025) 年 9 月 1 日、1 2 月 1 日までに日本学術振興会に対し申請を行い、必要な手続を行わなければならない。ただし、実質的な研究期間の短縮となる前倒し使用は行うことができない。</p> <p>【翌年度にわたる直接経費の使用】</p> <p>2-8 研究代表者は、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった要因による、相手国の事情、研究に際しての事前調査の困難、研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合に、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合には、令和 8 (2026) 年 3 月 1 日までに、様式 C-2 6 「繰越を必要とする理由書」により日本学術振興会に対し申請を行い、必要な手続を行わなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に応じた遵守事項等)</p> <p>(略)</p> <p>【研究代表者の交替】</p> <p>3-6 「学術変革領域研究（A）」の総括班研究課題の研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）しようとする場合には、新たに研究代表者となる者の意思を確認し、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、様式 C-9 「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得</p>	<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に応じた遵守事項等)</p> <p>(略)</p> <p>【研究代表者の交替】</p> <p>3-6 「学術変革領域研究」の計画研究（総括班研究課題に限る。）の研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）しようとする場合には、新たに研究代表者となる者の意思を確認し、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、様式 C-9 「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振</p>

なければならない。他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

3-7 「学術変革領域研究 (A)」の計画研究の研究代表者が欠けた場合において、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)して補助事業の継続を希望する場合には、新たに研究代表者となる者は、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

(略)

【育児休業等の取得に伴う研究期間の延長】

3-11 研究代表者は、育児休業等の取得により年度内に研究を中断し、かつ年度内に研究を再開する場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、様式C-13-2「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究期間延長承認申請書」により令和9(2027)年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、研究期間は、育児休業等を取得することにより研究を中断する期間に応じて延長することができる。

【海外における研究滞在等による中断】

3-12 研究代表者(「学術変革領域研究 (A)」の総括班研究課題を除く。)は、海外における研究滞在等により研究を中断し、未使用の補助金について中断の終了後に再交付を希望する場合には、様式C-13-5「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。)

【海外における研究滞在等に伴う研究期間の延長】

3-13 研究代表者(「学術変革領域研究 (A)」の総括班研究課題を除く。)は、海外における研究滞在等により年度内に研究を中断し、かつ年度内に研究を再開する場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、様式C-13-6「海外における研究滞在等に伴う研究期間延長承認申請書」により令和9(2027)年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、研究期間は、海外における研究滞在等により研究を中断する期間に応じて延長することができる。ただし、海外における研究滞在等により応募資格を有しなくなる場合には、「3-12」に規定する手続によるものとする。

(略)

興会の承認を得なければならない。他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

3-7 「学術変革領域研究」の計画研究の研究代表者が欠けた場合において、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)して補助事業の継続を希望する場合には、新たに研究代表者となる者は、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

(略)

【育児休業等の取得に伴う研究期間の延長】

3-11 研究代表者は、育児休業等の取得により年度内に研究を中断し、かつ年度内に研究を再開する場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、様式C-13-2「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究期間延長承認申請書」により令和8(2026)年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、研究期間は、育児休業等を取得することにより研究を中断する期間に応じて延長することができる。

【海外における研究滞在等による中断】

3-12 研究代表者(「学術変革領域研究」の計画研究の総括班研究課題を除く。)は、海外における研究滞在等により研究を中断し、未使用の補助金について中断の終了後に再交付を希望する場合には、様式C-13-5「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。)

【海外における研究滞在等に伴う研究期間の延長】

3-13 研究代表者(「学術変革領域研究」の計画研究の総括班研究課題を除く。)は、海外における研究滞在等により年度内に研究を中断し、かつ年度内に研究を再開する場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、様式C-13-6「海外における研究滞在等に伴う研究期間延長承認申請書」により令和8(2026)年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、研究期間は、海外における研究滞在等により研究を中断する期間に応じて延長することができる。ただし、海外における研究滞在等により応募資格を有しなくなる場合には、「3-12」に規定する手続によるものとする。

(略)

<p>4 間接経費の譲渡等</p> <p>(略)</p> <p>5 実績の報告</p> <p>【実績報告書の提出】</p> <p>5-1 研究代表者は、令和9(2027)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。)。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。</p> <p>【翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】</p> <p>5-2 「2-8」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度にわたる補助金の使用を行う場合には、研究代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-17-1「実績報告書(収支決算報告書(2))」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和10(2028)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。)。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。</p> <p>6 研究成果報告書等の提出</p> <p>【研究成果報告書等の提出】</p> <p>6-1 「特別推進研究」、「学術変革領域研究(A)」の計画研究、「基盤研究(A)」並びに「若手研究(A)」の研究課題の研究代表者は、研究計画最終年度の翌年度の6月30日までに、補助金により実施した研究の成果について、様式C-19「研究成果報告書」により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない。ただし、特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに研究成果報告書により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない(研究成果報告書は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。)</p> <p>(略)</p> <p>【「学術変革領域研究(A)」に係る研究成果報告書(研究領域)等の提出】</p> <p>6-5 領域代表者(総括班研究課題の研究代表者)は、研究領域の研究期間終了後の翌年度の6月30日までに、研究領域内の各研究課題(公募研究を含む。)の補助事業の成果を取りまとめた上で、様式C-18「研究成果報告書(研究領域)」により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない。ただし、特段の理由があつ</p>	<p>4 間接経費の譲渡等</p> <p>(略)</p> <p>5 実績の報告</p> <p>【実績報告書の提出】</p> <p>5-1 研究代表者は、令和8(2026)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。)。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。</p> <p>【翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】</p> <p>5-2 「2-8」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度にわたる補助金の使用を行う場合には、研究代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-17-1「実績報告書(収支決算報告書(2))」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和9(2027)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。)。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。</p> <p>6 研究成果報告書等の提出</p> <p>【研究成果報告書等の提出】</p> <p>6-1 「特別推進研究」、「新学術領域研究(研究領域提案型)」及び「学術変革領域研究」の計画研究、「基盤研究」並びに「若手研究」の研究課題の研究代表者は、研究計画最終年度の翌年度の6月30日までに、補助金により実施した研究の成果について、様式C-19「研究成果報告書」により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない。ただし、特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに研究成果報告書により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない(研究成果報告書は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。)</p> <p>(略)</p> <p>【「新学術領域研究(研究領域提案型)」及び「学術変革領域研究」に係る研究成果報告書(研究領域)等の提出】</p> <p>6-5 領域代表者(総括班研究課題の研究代表者)は、研究領域の研究期間終了後又は「成果取りまとめ」の研究課題の研究終了後の翌年度の6月30日までに、研究領域内の各研究課題(公募研究を含む。)の補助事業の成果を取りまとめた上で、様式C-18「研究成果報告書(研究領域)」により、日本学術振興会に成果報告を行</p>
---	--

て上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、上記報告書等により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない（研究成果報告書（研究領域）は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

【「学術変革領域研究（A）」に係る研究成果報告書（研究領域）等が未提出の場合の取扱い】

6-6 研究代表者が、「研究成果報告書（研究領域）」（様式C-18、様式F-18）又は「研究成果報告書提出延期届」（様式C-23、様式F-23）を提出期限までに提出していない場合には、研究代表者及び研究分担者は、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、令和8（2026）年度補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。

6-7 研究分担者が、「研究成果報告書（研究領域）」（様式C-18、様式F-18）又は「研究成果報告書提出延期届」（様式C-23、様式F-23）を提出期限までに提出していない場合には、研究分担者は、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、令和8（2026）年度補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。

7 研究成果等の発表・活用

（略）

【研究成果発表における表示義務】

7-2 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の成果を発表する場合には、補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。特に、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞又は所定の箇所に補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載しなければならない（英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号」を含めること）。

（略）

【国際活動の知見の提供】

7-4 研究代表者及び研究分担者は、補助事業で取得した国際活動の知見がある場合には、補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、所属する研究機関の求めに応じ、当該知見等の提供に努めなければならない。

「特別推進研究」、「学術変革領域研究（A）」については、上記「7-4」に代えて下記「7-4-1」のとおりとする。

【国際活動の知見の提供】

7-4-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業で取得した国際活動の知見がある場合には、補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、所属する研究機関の求めに応じ、当該知見等を提供しなければならない。

わなければならない。ただし、特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、上記報告書等により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない（研究成果報告書（研究領域）は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

【「~~新学術領域研究（研究領域提案型）~~」及び「学術変革領域研究」に係る研究成果報告書（研究領域）等が未提出の場合の取扱い】

6-6 研究代表者が、~~様式C-18~~「研究成果報告書（研究領域）」又は~~様式C-23~~「研究成果報告書提出延期届」を提出期限までに提出していない場合には、研究代表者及び研究分担者は、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、令和~~7~~（2025）年度補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。

6-7 研究分担者が、~~様式C-18~~「研究成果報告書（研究領域）」又は~~様式C-23~~「研究成果報告書提出延期届」を提出期限までに提出していない場合には、研究分担者は、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、令和~~7~~（2025）年度補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。

7 研究成果等の発表・活用

（略）

【研究成果発表における表示義務】

7-2 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の成果を発表する場合には、補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。特に、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞又は所定の箇所に補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載しなければならない（「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」を含めること）。

（略）

【国際活動の知見の提供】

7-4 研究代表者及び研究分担者は、補助事業で取得した国際活動の知見がある場合には、補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、所属する研究機関の求めに応じ、当該知見等の提供に努めなければならない。

「特別推進研究」、「学術変革領域研究（A）」及び「~~学術変革領域研究（B）~~」については、上記「7-4」に代えて下記「7-4-1」のとおりとする。

【国際活動の知見の提供】

7-4-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業で取得した国際活動の知見がある場合には、補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、所属する研究機関の求めに応じ、当該知見等を提供しなければならない。

8 その他 (略)	8 その他 (略)
--------------	--------------

2. 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

令和 8 (2026) 年度	令和 7 (2025) 年度
<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が取り扱う令和 8 (2026) 年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金（「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究（A）」、「基盤研究（A）」、「若手研究（A）（平成 29 (2017) 年度以前に採択された研究課題）」、「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」）（以下「補助金」という。）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p>	<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が取り扱う令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金（「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究（A）」、「学術変革領域研究（B）」、「基盤研究（S）」、「基盤研究（A）」、「若手研究（A）（平成 29 (2017) 年度以前に採択された研究課題）」、「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」）（以下「補助金」という。）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p>
<p>1 申請資格の確認</p>	<p>1 申請資格の確認</p>
<p>1-1 交付申請書に記載された研究代表者（「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」にあつては「代表者」と読み替えるものとする。以下同じ。）及び研究分担者が、交付申請の時点において、以下の要件を満たす者であることを確認すること。</p> <p>（略）</p>	<p>1-1 交付申請書に記載された研究代表者（「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」にあつては「代表者」と読み替えるものとする。以下同じ。）及び研究分担者が、交付申請の時点において、以下の要件を満たす者であることを確認すること。</p> <p>（略）</p>
<p>② 「研究成果公開促進費」について、代表者が以下の公募要領に定める応募資格を有する者であることを確認すること。</p> <p>令和 8 (2026) 年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）</p> <p>（略）</p>	<p>② 「研究成果公開促進費」について、代表者が以下の公募要領に定める応募資格を有する者であることを確認すること。</p> <p>令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）</p> <p>（略）</p>
<p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め</p> <p>（略）</p>	<p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め</p> <p>（略）</p>
<p>3 研究機関が行う事務の内容</p> <p>（略）</p>	<p>3 研究機関が行う事務の内容</p> <p>（略）</p>
<p>【費目別の収支管理】</p>	<p>【費目別の収支管理】</p>
<p>3-6 直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおり。「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究（A）」、「基盤研究（A）」及び「若手研究（A）」に係る直接経費の収支管理は、様式 B-1 「収支簿」を用いて、以下の費目ごとに行うこと。</p>	<p>3-6 直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおり。「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」及び「若手研究」に係る直接経費の収支管理は、様式 B-1 「収支簿」を用いて、以下の費目ごとに行うこと。</p>
<p>3-7 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る直接経費の収支管理は、様式 C-5 3-1 「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜直接出版費＞（紙媒体のみで刊行する場合又は紙媒体と電子媒体双方で刊行する場合）」、様式 C-5 3-2 「費用計算書（研究成</p>	<p>3-7 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る直接経費の収支管理は、様式 C-5 3-1 「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜直接出版費＞（紙媒体のみで刊行する場合又は紙媒体と電子媒体双方で刊行する場合）」、様式 C-5 3-2 「費用計算書（研究成</p>

果公開促進費「学術図書」〈直接出版費〉（電子媒体のみで刊行する場合))」又は様式C-53-3「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」〈翻訳・校閲経費〉）を用いて、以下の費目ごとに行うこと。

その他（直接出版費）

学術図書の刊行に係る経費（組版代、製版代、刷版代、印刷代、用紙代、製本代及び電子化代）

（翻訳・校閲経費）

学術図書の刊行に際し、日本語で書かれた原稿を外国語に翻訳・校閲するための経費

（略）

【使用の制限】

3-11 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究（A）」、「基盤研究（A）」及び「若手研究（A）」の直接経費は、次の費用として使用しないこと。

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。）
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- ④ 上記のほか、間接経費を使用することが適切な経費

（略）

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

3-19 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究（A）」、「基盤研究（A）」及び「若手研究（A）」に係る次の手続を行うこと。

（略）

② 翌年度にわたる直接経費の使用

当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった繰越要件に合致するやむを得ない事由に基づき、予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、研究代表者が、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合に、研究代表者が作成する様式C-26「繰越を必要とする理由書」を取りまとめ、令和9(2027)年3月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。

なお、取りまとめに当たり、事前にその内容等について、様式B-2別紙2「科学研究費助成事業に係る繰越要件等事前確認票」により繰越要件に合致することを確認するとともに、研究機関において補助事業期間終了後5年間保管しておくこと。

（略）

⑧ 研究代表者の交替

「学術変革領域研究（A）」の総括班研究課題の研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）しようとする場合には、当該研究代表者が新

果公開促進費「学術図書」〈直接出版費〉（電子媒体のみで刊行する場合))」又は様式C-53-3「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」〈翻訳・校閲経費〉）を用いて、以下の費目ごとに行うこと。

その他（直接出版費）

学術図書の刊行に係る経費（組版代、製版代、刷版代、印刷代、用紙代、製本代及び電子代）

（翻訳・校閲経費）

学術図書の刊行に際し、日本語で書かれた原稿を外国語に翻訳・校閲するための経費

（略）

【使用の制限】

3-11 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」及び「若手研究」の直接経費は、次の費用として使用しないこと。

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。）
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- ④ 上記のほか、間接経費を使用することが適切な経費

（略）

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

3-19 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」及び「若手研究」に係る次の手続を行うこと。

（略）

② 翌年度にわたる直接経費の使用

当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった繰越要件に合致するやむを得ない事由に基づき、予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、研究代表者が、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合に、研究代表者が作成する様式C-26「繰越を必要とする理由書」を取りまとめ、令和~~8~~(2026)年3月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。

なお、取りまとめに当たり、事前にその内容等について、様式B-2別紙2「科学研究費助成事業に係る繰越要件等事前確認票」により繰越要件に合致することを確認するとともに、研究機関において補助事業期間終了後5年間保管しておくこと。

（略）

⑧ 研究代表者の交替

「学術変革領域研究」の~~計画研究~~（総括班研究課題に限る。）の研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）しようとする場合には、当該研究代

たに研究代表者となる者の意思を確認し、科学技術・学術審議会における審査を経た上で作成する様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者と研究代表者を交替して新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

「学術変革領域研究(A)」の計画研究の研究代表者が欠けた場合において、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)して補助事業の継続を希望する場合には、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者から研究代表者を交替して、新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

(略)

⑫ 育児休業等の取得に伴う研究期間の延長

研究代表者が、育児休業等の取得により年度内に研究を中断し、かつ年度内に研究を再開する場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式C-13-2「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究期間延長承認申請書」により令和9(2027)年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

⑬ 海外における研究滞在等による中断

研究代表者(「学術変革領域研究(A)」の総括班研究課題の研究代表者を除く。)が、海外における研究滞在等により研究を中断し、未使用の補助金について中断の終了後に再交付を受けることを希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式C-13-5「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

⑭ 海外における研究滞在等に伴う研究期間の延長

研究代表者(「学術変革領域研究(A)」の総括班研究課題の研究代表者を除く。)が、海外における研究滞在等により年度内に研究を中断し、かつ年度内に研究を再開する場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式C-13-6「海外における研究滞在等に伴う研究期間延長承認申請書」により令和9(2027)年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。なお、研究期間は、海外における研究滞在等により研究を中断する期間に応じて延長することができる。ただし、海外における研究滞在等により応募資格を有しなくなる場合には、「3-19⑬」に規定する手続を行うこと。

表者が新たに研究代表者となる者の意思を確認し、科学技術・学術審議会における審査を経た上で作成する様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者と研究代表者を交替して新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

「学術変革領域研究」の計画研究の研究代表者が欠けた場合において、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)して補助事業の継続を希望する場合には、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者から研究代表者を交替して、新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

(略)

⑫ 育児休業等の取得に伴う研究期間の延長

研究代表者が、育児休業等の取得により年度内に研究を中断し、かつ年度内に研究を再開する場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式C-13-2「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究期間延長承認申請書」により令和~~9~~(2026)年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

⑬ 海外における研究滞在等による中断

研究代表者(「学術変革領域研究」の**計画研究**の総括班研究課題の研究代表者を除く。)が、海外における研究滞在等により研究を中断し、未使用の補助金について中断の終了後に再交付を受けることを希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式C-13-5「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

⑭ 海外における研究滞在等に伴う研究期間の延長

研究代表者(「学術変革領域研究」の**計画研究**の総括班研究課題の研究代表者を除く。)が、海外における研究滞在等により年度内に研究を中断し、かつ年度内に研究を再開する場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式C-13-6「海外における研究滞在等に伴う研究期間延長承認申請書」により令和~~9~~(2026)年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。なお、研究期間は、海外における研究滞在等により研究を中断する期間に応じて延長することができる。ただし、海外における研究滞在等により応募資格を有しなくなる場合には、「3-19⑬」に規定する手続を行うこと。

<p>(略)</p> <p>3-20 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る次の手続を行うこと。</p> <p>① 翌年度にわたる直接経費の使用</p> <p>当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった繰越要件に合致するやむを得ない事由に基づき、予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、代表者が、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部を翌年度に使用することを希望する場合に、代表者が作成する様式C-26「繰越を必要とする理由書」を取りまとめ、令和9(2027)年3月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。</p> <p>なお、取りまとめに当たり、事前にその内容等について、様式B-2別紙2「科学研究費助成事業に係る繰越要件等事前確認票」により繰越要件に合致することを確認するとともに、研究機関において補助事業期間終了後5年間保管しておくこと。</p> <p>② 事業計画の変更</p> <p>代表者は、事業計画を変更し、交付申請書の記載事項について、以下の範囲内において変更できるため、補助事業の実施状況を常に把握すること。</p> <p>ア 「直接出版費」及び「翻訳・校閲経費」について、各々50%の増減内で変更すること</p> <p>イ 「ページ数」、「翻訳後の原稿予定枚数」及び「校閲原稿予定枚数」について、各々50%の増減内で変更すること</p> <p>ウ 令和8(2026)年度に刊行又は翻訳・校閲を行う場合の「出版社等への原稿渡し日」又は「翻訳・校閲期間開始日」を予定より早めること又は令和8(2026)年6月30日を超えない範囲で遅らせること</p> <p>ただし、令和8(2026)年度に翻訳・校閲の上、刊行する場合の「出版社等への原稿渡し日」については、予定より早めること又は補助事業の実施期間(令和9(2027)年2月末日)を超えない範囲で60日以内遅らせること</p> <p>エ 「発行予定年月日」及び「翻訳・校閲期間完了日」について、予定より早めること又は補助事業の実施期間を超えない範囲で60日以内遅らせること</p> <p>代表者が、上記の範囲を超えて交付申請書の記載事項を変更しようとする場合、及び交付申請書の記載事項のうち「刊行物の名称」、「著者・著作権者」、「編者」、「発行部数」、「定価」又は「卸売価格」を変更しようとする場合に、当該代表者が作成する様式C-54-2「事業計画変更承認申請書(研究成果公開促進費「学術図書」)」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。</p> <p>(略)</p> <p>④ 代表者の応募資格の喪失等</p> <p>代表者が、応募資格を有しなくなる場合、補助事業を継続できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、③により補助事業の廃止の手続を行うこと。</p> <p>⑤ 所属する研究機関の変更</p> <p>新たに所属することとなった研究者が、既に開始されている補助事業の代表者であり、代表者からの補助金の管理の委任の依頼を受け入れる場合に、当該代表</p>	<p>(略)</p> <p>3-20 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る次の手続を行うこと。</p> <p>① 翌年度にわたる直接経費の使用</p> <p>当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった繰越要件に合致するやむを得ない事由に基づき、予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、代表者が、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部を翌年度に使用することを希望する場合に、代表者が作成する様式C-26「繰越を必要とする理由書」を取りまとめ、令和8(2026)年3月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。</p> <p>なお、取りまとめに当たり、事前にその内容等について、様式B-2別紙2「科学研究費助成事業に係る繰越要件等事前確認票」により繰越要件に合致することを確認するとともに、研究機関において補助事業期間終了後5年間保管しておくこと。</p> <p>② 事業計画の変更</p> <p>代表者は、事業計画を変更し、交付申請書の記載事項について、以下の範囲内において変更できるため、補助事業の実施状況を常に把握すること。</p> <p>ア 「直接出版費」及び「翻訳・校閲経費」について、各々50%の増減内で変更すること</p> <p>イ 「ページ数」、「翻訳後の原稿予定枚数」及び「校閲原稿予定枚数」について、各々50%の増減内で変更すること</p> <p>ウ 令和7(2025)年度に刊行又は翻訳・校閲を行う場合の「出版社等への原稿渡し日」又は「翻訳・校閲期間開始日」を予定より早めること又は令和7(2025)年6月30日を超えない範囲で遅らせること</p> <p>ただし、令和7(2025)年度に翻訳・校閲の上、刊行する場合の「出版社等への原稿渡し日」については、予定より早めること又は補助事業の実施期間(令和8(2026)年2月末日)を超えない範囲で60日以内遅らせること</p> <p>エ 「発行予定年月日」及び「翻訳・校閲期間完了日」について、予定より早めること又は補助事業の実施期間を超えない範囲で60日以内遅らせること</p> <p>代表者が、上記の範囲を超えて交付申請書の記載事項を変更しようとする場合、及び交付申請書の記載事項のうち「刊行物の名称」、「著者・著作権者」、「編者」、「発行部数」、「定価」又は「卸売価格」を変更しようとする場合に、当該代表者が作成する様式C-54-2「事業計画変更承認申請書(研究成果公開促進費「学術図書」)」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。</p> <p>(略)</p> <p>④ 代表者の応募資格の喪失等</p> <p>代表者が、補助事業を遂行することができなくなら場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、③により補助事業の廃止の手続を行うこと。</p> <p>⑤ 所属する研究機関の変更</p> <p>新たに所属することとなった研究者が、既に開始されている補助事業の代表者である場合に、当該代表者が作成する様式C-59-1「代表者所属機関等変更</p>
---	---

<p>者が作成する様式C-59-1「代表者所属機関等変更届（研究成果公開促進費）」により、日本学術振興会への届出を行うこと。</p> <p>3-21 「研究成果公開促進費（データベース）」に係る次の手続を行うこと。</p> <p>① 翌年度にわたる直接経費の使用 当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった繰越要件に合致するやむを得ない事由に基づき、予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、代表者が、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合に、代表者が作成する様式C-26「繰越を必要とする理由書」を取りまとめ、令和9(2027)年3月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。 なお、取りまとめに当たり、事前にその内容等について、様式B-2別紙2「科学研究費助成事業に係る繰越要件等事前確認票」により繰越要件に合致することを確認するとともに、研究機関において補助事業期間終了後5年間保管しておくこと。</p> <p>(略)</p> <p>④ 代表者の応募資格の喪失等 代表者が、応募資格を有しなくなる場合、補助事業を継続できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、③により補助事業の廃止の手続を行うこと。</p> <p>⑤ 所属する研究機関の変更 代表者が、他の研究機関に所属することとなる場合であって、直接経費に残額があり、当該代表者が新たに所属することとなる研究機関が代表者からの補助金の管理の委任の依頼を受け入れる場合に、当該代表者が新たに所属することとなる研究機関に対してこれを送金すること。 代表者が、他の研究機関に所属することとなり、かつ当該代表者が新たに所属することとなる研究機関が代表者からの補助金の管理の委任の依頼を受け入れない場合、又は研究機関に所属しないこととなる場合であって、直接経費に残額がある場合は、当該代表者の専用口座に対してこれを送金すること。 新たに所属することとなった研究者が、既に開始されている補助事業の代表者であり、代表者からの補助金の管理の委任の依頼を受け入れる場合に、当該代表者が作成する様式C-59-1「代表者所属機関等変更届（研究成果公開促進費）」により、日本学術振興会への届出を行うこと。</p> <p>⑥ 代表者の交替等 代表者が、当該データベース作成組織の代表者を交替しようとする場合（応募資格を有しなくなる場合を含む。）及び作成組織の名称を変更しようとする場合に、当該代表者（代表者が欠けた場合は、新たに代表者となろうとする者）が作成する様式C-58-1「代表者交替等承認申請書（研究成果公開促進費）」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、他の研究機関等に所属する者が、新たな代表者となった場合には、新たな代表者が作成する様式C-63「代表者交替に伴う所属変更届」により、日本学術振興会に届出を行うこと。なお、新たに代表者となろうとする者が、当該データベースの作成組織に属し、計画調書に作</p>	<p>届（研究成果公開促進費）」により、日本学術振興会への届出を行うこと。</p> <p>3-21 「研究成果公開促進費（データベース）」に係る次の手続を行うこと。</p> <p>① 翌年度にわたる直接経費の使用 当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった繰越要件に合致するやむを得ない事由に基づき、予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、代表者が、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合に、代表者が作成する様式C-26「繰越を必要とする理由書」を取りまとめ、令和8(2026)年3月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。 なお、取りまとめに当たり、事前にその内容等について、様式B-2別紙2「科学研究費助成事業に係る繰越要件等事前確認票」により繰越要件に合致することを確認するとともに、研究機関において補助事業期間終了後5年間保管しておくこと。</p> <p>(略)</p> <p>④ 代表者の応募資格の喪失等 代表者が、補助事業を遂行することができなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、③により補助事業の廃止の手続を行うこと。</p> <p>⑤ 所属する研究機関の変更 代表者が、他の研究機関に所属することとなる場合であって、直接経費に残額がある場合に、当該代表者が新たに所属することとなる研究機関に対してこれを送金すること。 代表者が、研究機関に所属しないこととなる場合であって、直接経費に残額がある場合は、当該代表者の専用口座に対してこれを送金すること。 新たに所属することとなった研究者が、既に開始されている補助事業の代表者である場合に、当該代表者が作成する様式C-59-1「代表者所属機関等変更届（研究成果公開促進費）」により、日本学術振興会への届出を行うこと。</p> <p>⑥ 代表者の交替等 代表者が、当該データベース作成組織の代表者を交替しようとする場合（応募資格を有しなくなる場合を含む。）及び作成組織の名称を変更しようとする場合に、当該代表者（代表者が欠けた場合は、新たに代表者となろうとする者）が作成する様式C-58-1「代表者交替等承認申請書（研究成果公開促進費）」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、他の研究機関等に所属する者が、新たな代表者となった場合には、新たな代表者が作成する様式C-63「代表者交替に伴う所属変更届」により、日本学術振興会に届出を行うこと。</p>
--	--

成分担者として記載された者であることを確認すること。

【実績報告等に係る手続】

3-22 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究（A）」、「基盤研究（A）」及び「若手研究（A）」に係る次の手続を行うこと。

① 実績報告書の提出

各補助事業について、令和9(2027)年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内）に、研究代表者が作成する、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。

② 翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、研究代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する、様式C-17-1「実績報告書（収支決算報告書(2)）」により日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和10(2028)年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内）に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

3-23 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る次の手続を行うこと。

① 実績報告書の提出

各補助事業について、その完了の後、61日以内又は令和9(2027)年3月10日のいずれか早い日までに、代表者が作成する、様式C-56-2「実績報告書（研究成果公開促進費「学術図書）」、様式C-53-1「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜直接出版費＞（紙媒体のみで刊行する場合又は紙媒体と電子媒体双方で刊行する場合）」、様式C-53-2「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜直接出版費＞（電子媒体のみで刊行する場合）」、様式C-53-3「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜翻訳・校閲経費＞）」、様式C-62「出荷先一覧表」、出荷先ごとの出荷伝票や在庫証明書等の写し及び「刊行物一式（翻訳・校閲のみを行う場合は、翻訳・校閲後の原稿）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。ただし、補助事業の期間が延長された場合には、補助事業の完了の後、61日以内又は令和10(2028)年3月10日のいずれか早い日までに、上記の手続を行うこと。

また、補助事業の完了の後に行う実績の報告に伴い、日本学術振興会から関係書類の提出を求められた場合は、遅滞なく関係書類を提出しなければならないこととされているので、その場合には、関係書類を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

② 翌年度にわたる直接経費の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する、様式C-60-7「実績報告書（2）（研究成果公開促進費

【実績報告等に係る手続】

3-22 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」及び「若手研究」に係る次の手続を行うこと。

① 実績報告書の提出

各補助事業について、令和8(2026)年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内）に、研究代表者が作成する、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。

② 翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、研究代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する、様式C-17-1「実績報告書（収支決算報告書(2)）」により日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和9(2027)年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内）に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

3-23 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る次の手続を行うこと。

① 実績報告書の提出

各補助事業について、その完了の後、61日以内又は令和8(2026)年3月10日のいずれか早い日までに、代表者が作成する、様式C-56-2「実績報告書（研究成果公開促進費「学術図書）」、様式C-53-1「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜直接出版費＞（紙媒体のみで刊行する場合又は紙媒体と電子媒体双方で刊行する場合）」、様式C-53-2「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜直接出版費＞（電子媒体のみで刊行する場合）」、様式C-53-3「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜翻訳・校閲経費＞）」、様式C-62「出荷先一覧表」、出荷先ごとの出荷伝票の写し及び「刊行物一式（翻訳・校閲のみを行う場合は、翻訳・校閲後の原稿）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。ただし、補助事業の期間が延長された場合には、補助事業の完了の後、61日以内又は令和9(2027)年3月10日のいずれか早い日までに、上記の手続を行うこと。

また、補助事業の完了の後に行う実績の報告に伴い、日本学術振興会から関係書類の提出を求められた場合は、遅滞なく関係書類を提出しなければならないこととされているので、その場合には、関係書類を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

② 翌年度にわたる直接経費の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する、様式C-60-7「実績報告書（2）（学術図書）」により日

「学術図書」)により日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和10(2028)年3月10日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、代表者が作成する様式C-56-2「実績報告書(研究成果公開促進費「学術図書」)」、様式C-53-1「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<直接出版費>(紙媒体のみで刊行する場合又は紙媒体と電子媒体双方で刊行する場合))」、様式C-53-2「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<直接出版費>(電子媒体のみで刊行する場合))」、様式C-53-3「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<翻訳・校閲経費>)」、様式C-62「出荷先一覧表」、出荷先ごとの出荷伝票や在庫証明書等の写し及び「刊行物一式(翻訳・校閲のみを行う場合は、翻訳・校閲後の原稿)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

3-24 「研究成果公開促進費(データベース)」に係る次の手続を行うこと。

① 実績報告書の提出

各補助事業について、令和9(2027)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書(研究成果公開促進費「データベース」)」及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

また、補助事業の完了又は廃止の後に行う実績の報告に伴い、日本学術振興会から関係書類の提出を求められた場合は、遅滞なく関係書類を提出しなければならないこととされているので、その場合には、関係書類を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

② 翌年度にわたる直接経費の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する様式C-60-8「実績報告書(2)(研究成果公開促進費「データベース」)」及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和10(2028)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、各代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書(研究成果公開促進費「データベース」)」及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

【研究成果報告に係る手続】

3-25 「特別推進研究」、「新学術領域研究(研究領域提案型)」、「学術変革領域研究(A)」、「基盤研究(A)」及び「若手研究(A)」に係る次の手続を行うこと。

① 研究成果報告書等の提出

「特別推進研究」、「新学術領域研究(研究領域提案型)」及び「学術変革領域研究(A)」の計画研究、「基盤研究(A)」並びに「若手研究(A)」の研究課題について、研究計画の最終年度の翌年度の6月30日までに、研究代表者が作成する、様式C-19「研究成果報告書」により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、研究代表者が作成する様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提

本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和9(2027)年3月10日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、代表者が作成する様式C-56-2「実績報告書(研究成果公開促進費「学術図書」)」、様式C-53-1「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<直接出版費>(紙媒体のみで刊行する場合又は紙媒体と電子媒体双方で刊行する場合))」、様式C-53-2「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<直接出版費>(電子媒体のみで刊行する場合))」、様式C-53-3「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<翻訳・校閲経費>)」、様式C-62「出荷先一覧表」、出荷した際の伝票の写し及び「刊行物一式(翻訳・校閲のみを行う場合は、翻訳・校閲後の原稿)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

3-24 「研究成果公開促進費(データベース)」に係る次の手続を行うこと。

① 実績報告書の提出

各補助事業について、令和8(2026)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書(研究成果公開促進費「データベース」)」及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

また、補助事業の完了又は廃止の後に行う実績の報告に伴い、日本学術振興会から関係書類の提出を求められた場合は、遅滞なく関係書類を提出しなければならないこととされているので、その場合には、関係書類を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

② 翌年度にわたる直接経費の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する様式C-60-8「実績報告書(2)(研究成果公開促進費「データベース」)」及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和9(2027)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、各代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書(研究成果公開促進費「データベース」)」及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

【研究成果報告に係る手続】

3-25 「特別推進研究」、「新学術領域研究(研究領域提案型)」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」及び「若手研究」に係る次の手続を行うこと。

① 研究成果報告書等の提出

「特別推進研究」、「新学術領域研究(研究領域提案型)」及び「学術変革領域研究」の計画研究、「基盤研究」並びに「若手研究」の研究課題について、研究計画の最終年度の翌年度の6月30日までに、研究代表者が作成する、様式C-19「研究成果報告書」により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、研究代表者が作成する様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提

出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、研究代表者が作成する研究成果報告書により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退又は廃止することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究代表者が作成する様式C-19「研究成果報告書」により、日本学術振興会に成果報告（提出期限は、辞退又は廃止することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日まで）を行うこと。

(略)

③ 「学術変革領域研究(A)」に係る研究成果報告書(研究領域)等の提出

研究領域の研究期間終了後の翌年度の6月30日までに、領域代表者(総括班研究課題の研究代表者)が、研究領域内の各研究課題(公募研究を含む。)の補助事業の成果を取りまとめた上で作成する、様式C-18「研究成果報告書(研究領域)」(様式B-12「学術変革領域研究研究成果報告書等提出届」を添える。)により、日本学術振興会に成果報告を行うこと(様式C-18「研究成果報告書(研究領域)」は、電子データで提供すること。)。特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、領域代表者が作成する、様式C-23「研究成果報告書提出延期届」(様式B-12「学術変革領域研究研究成果報告書等提出届」を添える。)を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、領域代表者が作成する、上記報告書等により日本学術振興会に成果報告及び届出を行うこと。

④ 「学術変革領域研究(A)」に係る研究成果報告書(研究領域)等が未提出の場合の取扱い

研究代表者が、「研究成果報告書(研究領域)」(様式C-18、様式F-18)又は「研究成果報告書提出延期届」(様式C-23、様式F-23)を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、研究代表者及び研究分担者が実施する補助事業の執行を停止すること(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従うこと。)

研究分担者が、「研究成果報告書(研究領域)」(様式C-18、様式F-18)又は「研究成果報告書提出延期届」(様式C-23、様式F-23)を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、研究分担者が実施する補助事業の執行を停止すること(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従うこと。)

【研究成果発表に係る手続】

3-26 研究成果を発表する場合には、次の手続を行うこと。

① 研究成果発表における謝辞の表示

研究代表者及び研究分担者が、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞又は所定の箇所に補助金の交付を受けて行った研究の成果であること(英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8桁の課題番号」)を必ず記載するよう、研究代表者及び研究分担者に周知すること。

出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、研究代表者が作成する研究成果報告書により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退又は廃止することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究代表者が作成する様式C-19「研究成果報告書」により、日本学術振興会に成果報告（提出期限は、辞退又は廃止することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日まで）を行うこと。

(略)

③ ~~「新学術領域研究(研究領域提案型)」~~及び「学術変革領域研究」に係る研究成果報告書(研究領域)等の提出

研究領域の研究期間終了後~~又は「成果取りまとめ」~~の研究課題の研究終了後の翌年度の6月30日までに、領域代表者(総括班研究課題の研究代表者)が、研究領域内の各研究課題(公募研究を含む。)の補助事業の成果を取りまとめた上で作成する、様式C-18「研究成果報告書(研究領域)」(様式B-12~~「新学術領域研究(研究領域提案型)」~~及び学術変革領域研究研究成果報告書等提出届)を添える。)により、日本学術振興会に成果報告を行うこと(様式C-18「研究成果報告書(研究領域)」は、電子データで提供すること。)。特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、領域代表者が作成する、様式C-23「研究成果報告書提出延期届」(様式B-12~~「新学術領域研究(研究領域提案型)」~~及び学術変革領域研究研究成果報告書等提出届)を添える。)を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、領域代表者が作成する、上記報告書等により日本学術振興会に成果報告及び届出を行うこと。

④ ~~「新学術領域研究(研究領域提案型)」~~及び「学術変革領域研究」に係る研究成果報告書(研究領域)等が未提出の場合の取扱い

研究代表者が、~~様式C-18~~「研究成果報告書(研究領域)」又は~~様式C-23~~「研究成果報告書提出延期届」を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、研究代表者及び研究分担者が実施する補助事業の執行を停止すること(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従うこと。)

研究分担者が、~~様式C-18~~「研究成果報告書(研究領域)」又は~~様式C-23~~「研究成果報告書提出延期届」を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、研究分担者が実施する補助事業の執行を停止すること(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従うこと。)

【研究成果発表に係る手続】

3-26 研究成果を発表する場合には、次の手続を行うこと。

① 研究成果発表における謝辞の表示

研究代表者及び研究分担者が、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞又は所定の箇所に補助金の交付を受けて行った研究の成果であること(「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8桁の課題番号」)を必ず記載するよう、研究代表者及び研究分担者に周知すること。

また、研究機関のホームページや広報誌において補

<p>また、研究機関のホームページや広報誌において補助事業の成果を発表する場合には、その成果が補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示すること。</p>	<p>助事業の成果を発表する場合には、その成果が補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示すること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 適正な使用の確保</p>	<p>4 適正な使用の確保</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5 研究活動における不正行為への対応</p>	<p>5 研究活動における不正行為への対応</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等</p>	<p>6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>7 その他</p>	<p>7 その他</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>